



新型コロナウイルスを防ぐには

緊急事態宣言が発令されています。見えない脅威に不安も募りますが、自分のため、家族のため、大切な人のために、私たち一人ひとりが、今、できること。

3密を避けましょう

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



外出はできるだけひかえてください。やむを得ず外出する場合には、マスクを着用していただくようお願いします。

布製マスク一住所あたり2枚配布について

厚生労働省医政局経済課からの情報をお知らせします。

○配布方法 日本郵便の全住所配布のシステムを活用して配布します。感染者数が多い都道府県から順次、配送を開始します。

○配布枚数 一住所あたり布製マスク2枚

※まずは、全住所2枚の配布を優先して取り組み、全住所への配布が5月下旬までかかる見込みです。2世帯同居などでマスクが不足する方については、5月中旬頃以降に追加配布の申込みを始めることも検討しています。

○布製マスク全戸配布に関するQ&A (厚生労働省のホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/cloth_mask_qa.html

○電話相談窓口 ①布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口(9時から18時まで。土日、祝日も対応) ☎0120(551)299 ②「布マスクの全戸配布に関するQ&A」の内容もご参照ください。

正しいマスクの着用



新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口

こんな症状が続いたら…

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、次のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、はやめにご相談ください。
- ・高齢者
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・妊婦の方

相談先

- 広島県西部保健所広島支所(帰国者・接触者相談センター) ☎(513) 2567(終日)
- 聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX: 03(3595) 2756
- 役場保険健康課 ☎(820) 1504(平日8時30分~17時30分)

手を洗おう!!

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることによって、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。こまめに手を洗いましょう。

手洗いの、5つのタイミング



財政状況の公表

令和元年度下期 (令和元年10月1日~令和2年3月31日)

この財政状況は、町民の皆様へ町財政の状況をお知らせすることによって、町の財政についてご理解をいただき、町政の発展についてご助言とご協力をいただくため、公表しているものです。令和元年度下期の財政状況の概要については、次のとおりです。(令和2年3月31日現在)

●各会計別の執行状況

(単位: 千円、%)

会計名	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)	支出済額 (C)	執行率 (C/A)
一般会計	12,591,135	8,472,492	67.3	5,603,817	44.5
国民健康保険事業特別会計	1,367,715	1,204,700	88.1	1,244,372	91.0
下水道事業特別会計	639,212	348,965	54.6	600,645	94.0
介護保険事業特別会計	1,351,468	1,202,261	89.0	1,217,038	90.1
後期高齢者医療特別会計	180,556	149,987	83.1	179,568	99.5
合計	16,130,086	11,378,405	70.5	8,845,440	54.8

●一般会計の執行状況

<歳入>

(単位: 千円、%)

科目	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)
町税	2,243,161	2,270,373	101.2
地方譲与税	38,551	37,445	97.1
利子割交付金	1,760	1,689	96.0
配当割交付金	7,302	7,305	100.0
株式等譲渡所得割交付金	3,799	3,802	100.1
地方消費税交付金	254,842	254,842	100.0
自動車取得税交付金	5,818	5,818	100.0
環境性割交付金	1,648	1,650	100.1
地方特例交付金	27,258	30,558	112.1
地方交付税	912,509	953,015	104.4
交通安全対策特別交付金	1,778	1,806	101.6
分担金及び負担金	65,741	44,482	67.7
使用料及び手数料	114,127	113,071	99.1
国庫支出金	4,151,039	2,444,416	58.9
県支出金	573,913	334,082	58.2
財産収入	195,387	171,784	87.9
寄附金	21,848	21,916	100.3
繰入金	417,789	8,939	2.1
繰越金	393,218	393,219	100.0
諸収入	404,379	458,880	113.5
町債	2,755,268	913,400	33.2
内訳			
うち臨時財政対策債	255,168	0	0.0
うち建設地方債等	2,500,100	913,400	36.5
合計	12,591,135	8,472,492	67.3

<歳出>

(単位: 千円、%)

科目	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (B/A)
議会費	81,670	79,608	97.5
総務費	1,419,060	692,852	48.8
民生費	2,114,936	1,786,561	84.5
衛生費	2,765,307	756,647	27.4
労働費	19,050	19,050	100.0
農林水産業費	22,483	19,701	87.6
商工費	24,537	24,318	99.1
土木費	2,940,681	480,967	16.4
消防費	552,064	191,501	34.7
教育費	1,137,158	651,171	57.3
災害復旧費	1,091,654	494,814	45.3
公債費	406,628	406,627	100.0
内訳			
うち臨時財政対策債	246,205	246,205	100.0
うち建設地方債等	160,423	160,422	100.0
諸支出金	1	0	0.0
予備費	15,906	0	0.0
合計	12,591,135	5,603,817	44.5

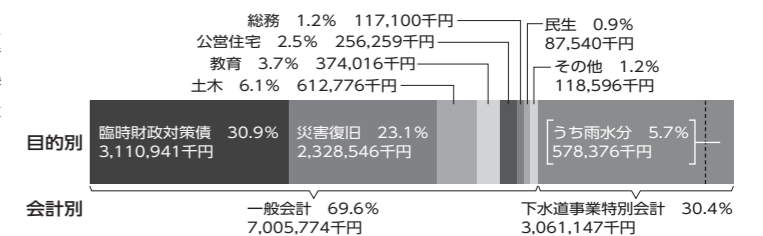
●町債の状況

町債は、公共施設の建設、下水道事業等で一時に多額の資金を要するとき、将来、税、使用料、その他の収入をもって返済の義務を負う借入金、つまり町の借金です。

令和2年3月31日における町債の現在高は、100億6,692万円(一般会計70億577万円、下水道事業特別会計30億6,115万円)となり、前年に比べて27.1%の増(一般会計50.0%増、下水道事業特別会計5.9%減)となっています。臨時財政対策債(31億1,094万円)は、国の制度改正により減額された地方交付税の補填として借り入れるものです。この起債の元利償還金については、国からの交付税により全額補填されます。

下水道事業は、独立採算の原則から一般会計とは別に特別会計を設けて運営しています。また、自然現象である雨水の処理に要する経費(浜宮・横浜・向田・藤之脇ポンプ場などの維持管理経費、借入金の返済)は、町税などの公費で賄いますが、汚水の処理に要する経費や借入金の返済については、皆様に負担いただく下水道使用料で賄うこととされています。

町債の会計別、目的別の状況は右のとおりです。



町債現在高 合計 10,066,921千円